

新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 新潟県規則第56号

新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(設備の基準)

**第3条** 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第11条第5項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 一の居室の床面積は、21.6平方メートル（ウの設備を除いた有効面積は14.85平方メートル）以上とすること。ただし、条例第11条第4項ただし書の場合にあっては、31.9平方メートル以上とすること。

ウ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

エ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとすのほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

(3) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

3 前項第1号の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 一の居室の床面積は、15.63平方メートル（ウの設備を除いた有効面積は13.2平方メートル）以上とすること。ただし、条例第11条第4項ただし書の場合にあっては、23.45平方メートル以上とすること。

ウ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

エ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 必要な設備及び備品を備えること。

4 前3項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。

(2) 居室が2階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。

(職員配置の基準)

**第4条** 軽費老人ホームに置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 生活相談員 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上

(3) 介護職員 次に掲げる要件に該当する数

- ア 一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第65号）第218条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第62号）第204条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が30以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上
- イ 一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上
- ウ 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2に実情に応じた適当数を加えて得た数

(4) 栄養士 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

- 2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 5 第1項第2号の生活相談員を置く場合にあっては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。
- 7 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。
- 9 第6項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。
- 10 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。
- 11 第1項第5号の事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。
- 12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
  - (1) 介護老人保健施設 調理員又はその他の従業者
  - (2) 診療所 その他の従業者
- 13 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。  
（入所申込者等に対する説明等）

**第5条** 軽費老人ホームは、条例第13条第3項の規定により同条第1項の重要事項を提供しようとするときは、

あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 次項各号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

2 条例第13条第3項の規則で定めるものは、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの

ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

（利用料）

**第6条** 条例第17条第1項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）

(2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）

(3) 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）

(4) 居室に係る光熱水費

(5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

(6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。

（生活相談員の業務）

**第7条** 条例第24条第1項の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

(2) 条例第32条第2項の苦情の内容等の記録を行うこと。

(3) 条例第34条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第3項の記録を行うこと。

（感染症等の発生が疑われる際の対処等に関する手順）

**第8条** 条例第27条第2項第4号の規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月厚生労働省告示第268号）に定めるものとする。

（委任）

**第9条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（軽費老人ホームA型の設備の基準）

2 条例附則第8項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な

ものであること。

- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例附則第10項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 一の居室の定員は、原則として1人とする。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者1人当たりの床面積は、6.6平方メートル（収納設備を除く。）以上とすること。

- (2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

- (3) 医務室 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

- (4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

（軽費老人ホームA型の職員配置の基準）

4 軽費老人ホームA型に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設長 1

- (2) 生活相談員 次に掲げる要件に該当する数

ア 入所者の数が170以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1以上

イ 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2以上

- (3) 介護職員 次に掲げる要件に該当する数

ア 入所者の数が80以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4以上

イ 入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4に入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数

- (4) 看護職員 次に掲げる要件に該当する数

ア 入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1以上

イ 入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2以上

- (5) 栄養士 1以上

- (6) 事務員 2以上

- (7) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

- (8) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数

5 前項第2号から第4号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあつては、1以上

- (2) 介護職員 次に掲げる要件に該当する数

ア 一般入所者の数が20以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1以上

イ 一般入所者の数が20を超えて30以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2以上

ウ 一般入所者の数が30を超えて40以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、3以上

エ 一般入所者の数が40を超えて80以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4以上

オ 一般入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4に一般入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

カ 一般入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数

- (3) 看護職員 次に掲げる要件に該当する数

ア 一般入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあつては、1以上

イ 一般入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあつては、2以上

6 附則第4項第2号の生活相談員のうち、1人を主任生活相談員としなければならない。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であつて入所者の数が50以下のものにあつては、この限りで

ない。

- 7 附則第4項第3号の介護職員又は附則第5項第2号の一般入所者の数が40を超える軽費老人ホームA型における介護職員のうち、1人を主任介護職員としなければならない。
- 8 附則第4項から前項までの入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。
- 9 附則第4項及び第5項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 10 附則第4項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 11 附則第4項第2号及び第5項第1号の生活相談員（主任生活相談員が配置されているときは当該主任生活相談員）のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 12 附則第7項の主任介護職員は、常勤の者でなければならない。
- 13 附則第4項第4号及び第5項第3号イの看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 14 附則第4項第5号の栄養士は、常勤の者でなければならない。
- 15 附則第4項第6号の事務員のうち1人（入所定員が110人を超える軽費老人ホームA型にあっては、2人）は、常勤の者でなければならない。
- 16 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。  
（軽費老人ホームA型の利用料）
- 17 条例附則第12項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。
  - (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）
  - (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
  - (3) 居室に係る光熱水費
  - (4) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 18 前項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。  
（軽費老人ホームA型における生活相談員の業務）
- 19 条例附則第15項の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。
  - (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
  - (2) 条例附則第18項において準用する条例第32条第2項の苦情の内容等の記録を行うこと。
  - (3) 条例附則第18項において準用する条例第34条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての条例附則第18項において準用する条例第34条第3項の記録を行うこと。  
（準用）
- 20 第5条及び第8条の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第5条第1項中「第13条第3項の規定により同条第1項」とあるのは「附則第18項において準用する条例第13条第3項の規定により条例附則第18項において準用する条例第13条第1項」と、第5条第2項中「第13条第3項」とあるのは「附則第18項において準用する条例第13条第3項」と、第8条中「第27条第2項第4号」とあるのは「附則第18項において準用する条例第27条第2項第4号」と読み替えるものとする。